

第14回中央区まるごとミュージアム2021

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する基本的な考え方

中 央 区
中央区文化・国際交流振興協会

まるごとミュージアムにご参加いただく皆さまが、安心・安全に各イベントを楽しんでいただけるよう、各業界で示されているガイドラインや厚生労働省が示した「新しい生活様式」(実践例)を基に、下記の通り、感染拡大防止に努めます。

ご参加の皆さまには、ご不便をおかけすることもございますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<安心・安全にイベントを実施するために留意する3つの柱>

- 1 3密(密集・密接・密閉)の回避の徹底
- 2 基本的感染対策の徹底
- 3 感染者の発生に備える

1 3密(密集・密接・密閉)の回避の徹底

1-1 密集の回避

- ・屋内会場は、国・東京都が提示する催物の開催制限(令和3年9月1日時点)に基づき、施設の収容定員の半分以下で実施します。今後、上記制限や業界ガイドラインが変更された場合には、各事業者において、イベント内容等を踏まえ、感染予防を第一として収容定員を設定します。
- ・利用場所や座席の配置を工夫し、人と人との間隔を最低1m、できれば2m確保するよう努めます。
- ・舞台上で公演を行う場合は、座席の最前列は舞台前から十分な間隔を取り、感染予防に対応した座席配置(前後左右を空けた座席配置、間隔を置くことと同様の効果を有する措置等)に努めます。
- ・入退場時など行列が生じる場合、フロアマーカを設置するなどして最低1m、できれば2mの間隔を空けた整列を促す等の誘導やアナウンスを行います。
- ・会場内が密な状態にならないよう、会場の規模に応じて入場者数や滞在時間を制限することや、時間差で動き出す等の誘導やアナウンスを行います。

1-2 密接の回避

- ・必要に応じてアクリル板や透明ビニールカーテン等を設置して対面機会をできるだけ避けます。
- ・ハイタッチや握手等の参加者と接触するような演出は行いません。
- ・参加者が直接手で触れられる展示は行わないことを原則としますが、やむを得ない場合はスタッフが管理して消毒を徹底します。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据え置き方式で行います。
- ・アンケートの回収はできるだけ手で受け取らず、ボックスでの回収にします。
- ・会場内での飲食は原則禁止とし、飲食物を提供する場合は持ち帰りとします。

1-3 密閉の回避

- ・窓の開放による換気が可能な場合においては、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を開けて換気を行います。なお、窓が一方向にしかない場合は、ドアを開けます。また、可能であれば常時窓を開けます。
- ・扇風機や換気扇などを活用し、効率的な換気に努めます。

2 基本的感染対策の徹底

- ・イベントスタッフ等はやむを得ない場合を除き、常時マスクを着用します。また、必要に応じて手袋も使用します。
- ・参加者に対しマスクの着用を呼びかけ、マスクを着用していない場合は配布し、着用してもらうよう努めます。
- ・入場口や施設内各所に消毒液を設置し、手指消毒ができる場を確保するとともに、参加者に手洗いや手指消毒に加え、大声での会話を慎むよう周知します。
- ・会場内でよく触れる場所や不特定多数が触れる場所、備品等は定期的に消毒します。
- ・複数の人が使いまわしする貸出物（筆記用具、ワークショップで使う道具、楽器等）について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒を行えない場合は貸し出しを行わないこととします。
- ・全てのスタッフ・出演者等はイベント従事前に検温を行い、発熱や風邪の症状がある者はイベントに従事させません。
- ・可能な限り参加者への検温を行い、37.5度以上（または平熱比1度超過）の発熱や風邪の症状がある者の入場を制限します。また、検温が難しい場合は参加者への注意喚起を行います。
- ・会場内に感染症対策の内容と参加者に求める基本的な協力事項（例：マスクの着用、体温測定への協力、発熱や風邪の症状がある者はイベントに参加できないこと、ソーシャルディスタンスの確保や手洗い・手指消毒を励行すること、会場内

での飲食の禁止（ただし、水分補給のために必要な持参による飲料水を除く。）などを掲示します。また、館内放送等で参加者へ周知します。

3 感染者の発生に備える

- ・各イベントに感染予防対策実施責任者を置きます。
- ・全てのスタッフ・出演者等の氏名及び緊急連絡先を把握し、その際、収集した情報は必要に応じて保健所等の関係機関へ提供され得ること、また、イベント実施後2週間を経たのちの廃棄を含め、実施責任者が厳重に保管することを事前に周知します。
- ・可能な限り、参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、その際、収集した情報は必要に応じて保健所等の関係機関へ提供され得ること、また、イベント実施後2週間を経たのちの廃棄を含め、実施責任者が厳重に保管することを事前に周知します。

令和3年9月1日